

演 題 名	管内における牛受精卵移植の利用と今後の展開について		
発 表 者 氏 名	小 室 徳 宏	所 属	飯田家畜保健衛生所
<p>管内における牛の受精卵移植（E T）の実施は、昭和60年度から始まったが、実施状況は、昭和60、61及び62（12月末）年度、それぞれ採卵頭数は、7、31及び33頭、移植頭数は、25、76及び83頭と、年々増加傾向にある。しかし、実施するのは酪農家がほとんどで、繁殖和牛農家は、採卵頭数の23.1%、移植頭数の6.8%と低く、E Tの推進上十分とは言い難い。</p> <p>このような状況を踏まえ、飯伊牛受精卵移植研究連絡協議会を中心に、受精卵の取扱い等の一定のルールを取り決めた。これは、受精卵譲渡方式は、繁殖和牛農家が受精卵を酪農家に譲渡するもので、採卵技術料は無料で、受精卵を1個5,000円で譲渡し、移植技術料は受胎時のみ20,000円の成功報酬料とした。借腹方式は、繁殖和牛農家が酪農家の乳牛を借腹とするもので、採卵技術料は最高1回当たり40,000円とし、移植技術料も受胎時のみ20,000円とした。なお、借腹料は、乳牛雄子牛の相場価格に10,000円を加算した金額とし、双子で1頭引き取る場合は金銭の授受はなく、優先権は繁殖和牛農家とした。</p> <p>さらに、昨年県が導入したE Tライナーの利用により、今後、酪農家だけでなく繁殖和牛農家もE Tを積極的に利用し、経営の安定に資する方向で推進していきたい。</p>			